

# 所得概念と債務免除益について

——収入金額の特例である所得税法44条の2を中心として——

浦 河 泰 弘

## 1. 研究の目的

個人事業者が借入金の債務免除を受けた場合には、債務免除益という経済的利益に該当し所得税法36条1項の収入金額に算入され、所得税法44条の2の要件を充足した場合の債務免除益については収入金額に算入しないとされている。所得税法44条の2は所得税法基本通達36-17（以下「基本通達36-17」という）が立法化されたものであり、本稿が題材としている裁判例の判決後に制定されたものだが、今日でも資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合（以下「資力喪失状態」という）における債務免除益について課税が行われることが懸念される。本稿では、個人事業者の債務免除益課税について所得概念、担税力概念といった租税法の基本概念からアプローチすることにより資力喪失状態における債務免除益課税について考察することを目的とする。

## 2. 各章の内容

### 第1章 債務免除益をめぐる課税関係

まず、債務免除益課税の現行の取扱いについて整理を行った上で、債務免除という私法上の取引から借用概念を用いて税法上の債務免除益の意義を考える。民法519条に規定する免除について借用概念を用いて税法上規定すると、債務免除を受けた債務者は民法519条に規定する免除により債権が消滅するため、その消滅した債務が利益となり、その利益を債務免除益とすることができる。次に、その債務免除益という利益は所得税法の所得に該当するか否かが問題となるが、所得税法は所得そのものについて定義をしていないため所得の意義を個人が新たに取得する経済的価値の流入と考えるが、裁判例では発生した経済的利益のすべてを所得としており、非課税規定がない限り人の担税力を増加させる利得は所得になると判示されている。債務免除益という債務から生ずる経済的利益について借入金が所得に該当しないことの理由を条文解釈から導くことで債務の発生から消滅までの整理を行い、債務免除益の発生を借入金が所得を構成しないのは、借入時に将来の返済義務という債務を見越計上することにより純資産の増加がないからであり、その前提が崩れた場合が債務免除であり借主の受取金額と支払金額の差額を債務免除益という経済的利益であると認識することができる。

次に、債務免除益が収入金額に該当するか否かが問題であるが、債務免除益の経済的利益該当性については裁判例において債務免除益は所得税法基本通達36-15の規定により経済的利益に該当することについて合理性を有し、所得税法36条1項の収入金額に算入され则认为られている。裁判例においては債務免除益が経済的利益に該当することを前提としているが担税力の観点から考えた場合、担税力の有無により債務免除益が経済的利益に該当しないことも考えられる。

次に、債務免除益の特例について検討を行う。債務免除益の特例が作られた趣旨・立法経緯を示し、債務免除益の特例である所得税法44条の2の資力喪失状態という要件を裁判例が用いている所得税法9条1

項10号の解釈通達である所得税法基本通達 9-12-2 の判断基準を検討することにより、資力喪失状態の意義を考える。その意義を検討することにより資力喪失状態における債務免除益が担税力を認める程度の利益を享受しているか否かの客観的事実が把握できる。

## 第2章 資力喪失状態の判断基準の検討

まず、資力喪失状態の適用判断について基本通達 36-17 の適用の有無が争われた裁判例の判断基準を用いて検討する。資力喪失状態の要件を「資力を喪失」と「債務を弁済することが著しく困難」に分解し、「資力を喪失」は基本通達 9-12-2 では「債務超過の状態が著しく」であり裁判例においては「債務免除時の資産負債の状況」を、「債務を弁済することが著しく困難」は基本通達 9-12-2 では「その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができない」であり、裁判例では「総務省の家計調査における一世帯当たりの年間消費支出額」をその適用判断の基準としている。

次に、新たな判断基準として企業再生スキームや個人債務者の私的整理に関するガイドラインを用いた場合の基本通達 36-17 の解釈が検討されており、債権者側が貸倒損失として処理できるのならばそれと表裏の関係にある債務者側でも「債務を弁済することが著しく困難」に該当することになるという判断がされている。所得税法基本通達 44 の 2-1 において資力喪失状態の意義が規定されたが、法的整理や私的整理の場合には要件を充足するがそれ以外の場合には課税が行われることが懸念される。

次に、裁判例が用いている判断基準については、そもそも趣旨が異なる規定のものであるため、異なる規定から同一の判断基準を用いることにより基本通達 36-17 の適用範囲を狭く解釈する結果を招くことになると考えられることから、基本通達 36-17 と基本通達 9-12-2 の趣旨の相違について検討し、これまでの債務者側中心の検討を債権者側の角度から検討することにより、貸付金の債権者である法人が法人税法基本通達 9-6-1 (4) に該当し回収不能と認定されるのであれば、借入金の債務者である個人事業者が、基本通達 36-17 の資力喪失状態と認定されるというのが論理的に正しいと考えられることから、同一債務者に対する回収不能・支払不能の認定は一致すべきであると考えられる。

ここまでの資力喪失状態の判断基準の検討についての資力喪失状態の意義を示すと、資力喪失状態とは債務超過の期間が相当期間継続しており、かつ保有資産により債務を弁済することができない状態であり、生活費が内閣府家計調査による消費支出額を下回っている状態ということが出来る。解釈通達が示す意義ではなく本稿で示した資力喪失状態と考えることにより、資力喪失状態には客観的事実として担税力を有する状態ではないため、資力喪失状態における債務免除益課税を考慮する場合には、所得概念や担税力概念といった租税法の基本概念からの検討が必要であると考えられる。

## 第3章 経済的利益と所得概念

まず、資力喪失状態における債務免除益については担税力が無いためそもそも所得に該当しないと考えることの説明として、経済的利益の価額に着目した検討を行う。個人の所得は、経済的価値の流入により課税対象となるが経済的利益の全てが所得となるのではなく、担税力を有すると認められる利益を享受することで初めて所得を認識するものだと考えられることから経済的価値の増加に着目し、経済的利益に該当するための収入すべき金額は時価で評価されるべきものであり、資力喪失状態には担税力を有さないため債務免除益はそもそも所得に該当しないと考えられる。

次に、相続税法 8 条の規定の仕方に着目し、相続税法ただし書きの規定により相続・贈与税の対象から外れ、所得税法の領域に入るが、所得税法の経済的利益に該当するためには担税力を有することが必要であることから資力を喪失している場合には担税力がないため所得概念における所得に該当しないということができる。

次に、現行の異なる税法の規定について担税力を中心として所得の発生を考えることにより、担税力を有さない場合の個人の課税関係の整合性が保たれると考えられることから、所得税法9条1項10号と相続税法8条との整合性の検討を行い、収入金額が発生しないこと立論として債務免除時の債務消滅に着目することにより資力喪失状態に時価ベースで無価値の債務が免除されても債務者には、所得は発生しないと考えることができる。

以上のことより、担税力を有する場合の債務免除益については、借入時の債務の見越計上の取戻し部分の差額が利益となりその利益が債務免除益という経済的利益と考えることができ、担税力を有さない場合の債務免除益については、債務免除時に着目することにより経済的価値が増加しないと考えることができる。

### 3. 結 論

債務免除益から経済的利益の発生を考慮する場合には、所得税法の規定だけではなく所得概念からのアプローチにより個別具体的な事情や背景を考慮した上で担税力の有無による検討が不可欠である。包括所得概念を採用している現行所得税法においては人の担税力を増加させる経済的利益の取得を所得と考えており、経済的価値の流入により所得が生じると考えられている。しかしながら、経済的利益の全てが所得となるのではなく、担税力という租税を負担することができる支払能力を有し、担税力を有すると認められる程度にその利益を享受することで初めて所得を認識すると考えるべきである。したがって、資力喪失状態における債務免除益については、債務免除時の担税力に着目し、債務免除益という形式的な利益には租税を負担することができる支払能力を有する利益を享受したと考えられず、純資産価値も増加しないため所得を構成しないと考えるべきである。